

仕 様 書

- 1 業務名 令和7年度賀茂環境センター自家用電気工作物保安管理業務
- 2 業務場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター
- 3 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 業務内容 自家用電気工作物の保安管理
(詳細は別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託仕様明細書」のとおり)
- 5 緊急時の措置 賀茂環境センターから事故若しくはその他の異常の連絡があった場合は、時間の如何を問わず速やかに対応すること。
- 6 その他 上記業務内容には関係省庁への届出書類作成を含むものとする。

7 施設概要

(1) 粗大ごみ処理施設

設備容量	900 k V A
最大電力	645 k W
受電電圧	6,600 V
非常用発電機仕様	
発電機定格容量	35 k V A
発電機定格出力	28 k W
発電機定格電圧	220 V
原動機の種類	ディーゼル

(2) 浸出水処理施設

設備容量	110 k V A
最大電力	81 k W
受電電圧	6,600 V
非常用発電機仕様	
発電機定格容量	40 k V A
発電機定格出力	32 k W
発電機定格電圧	220 V
原動機の種類	ディーゼル

自家用電気工作物の保安管理業務委託仕様明細書

(委託業務の内容)

第1条 受注者が実施する保安管理業務は、別紙2に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、受注者は発注者の保安規程に基づいて業務を自ら実施するものとする。

2 受注者が定例的に実施する保安管理業務(以下「定例業務」という。)は、次の各号によるものとする。

(1) 別紙2に掲げる電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は、別紙1別表第1「点検業務の実施項目」のとおり)を行い、その結果経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、修理、改造等を指示又は助言すること。

月次点検	毎月1回
年次点検	年1回

(2) 電気工作物の設置又は変更の工事の工事期間中には毎週1回以上の点検を行い、技術基準の不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合には、修理、改造等を発注者に指示又は助言を行うこと。ただし、定例業務としては1カ月のうち初回のみとする。

(3) 電気事故・故障の発生又は発生するおそれのある連絡を発注者又はその従事者から受けた場合は、受注者が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うものとする。又、受注者は必要に応じ臨時点検を行い、受注者は発注者に対して応急措置を指示するとともに、再発防止についてとるべき措置の指導又は助言を行うこと。なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指導を行うこと。

(4) 電気事業法第107条第4項に定める立入り検査の立会を行うこと。

(5) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

3 前各項の保安管理業務のうち、別紙1別表第2「点検又は試験等の一部を実施しない項目」に該当する自家用電気工作物の保安及び前各項の受注者に委託する保安管理業務以外に必要な巡視などについては、発注者の責により自主的に行うものとする。この場合において発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

4 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第2項によるほか発注者が確認するものとする。

5 受注者は業務に支障を来さないよう、点検の記録、故障及び不具合等の業務に関する

事

項について、前任の受注者から十分に引き継ぎを受けるものとする。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障を来さないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをするものとする。

(委託手数料)

第2条 発注者が受注者に支払う定例業務手数料は、契約書第4項のとおりとする。なお、定例業務手数料の内訳及び支払い条件については、別紙2のとおりとする。

2 契約が消滅し、又は変更した場合は必要に応じて手数料の精算をするものとする。

(発注者及び受注者の協力と義務)

第3条 発注者は、受注者が保安全管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。

2 受注者は、保安全管理業務を誠実にを行うものとする。

(発注者及び受注者相互の通知義務)

第4条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を直ちに受注者に通知するものとする。

(1) 電気事故、その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合

(2) 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

(3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長に提出する場合

(4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合

(5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

(6) 平常時及び事故、その他異常時における運転操作について定める場合

(7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合

(8) 責任分界点又は需要設備の構内を変更する場合

(9) 電気の保安に関する組織を変更する場合（連絡責任者の変更など）

(10) 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合

(11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合

(12) 電気工作物に近接し、電気工作物以外の作業を行う場合

(13) その他必要な場合

2 受注者は、次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

(1) 受注者の執務時間内における受注者への連絡方法

(2) 受注者の執務時間外における受注者への連絡方法

(3) その他必要な事項

(連絡責任者等)

第5条 発注者は、当該事業場に設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、本契約の履行に関して受注者と連絡する

連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者（以下連絡責任者及びその代務者を併せて「連絡責任者」という。）を定め、速やかにその氏名、連絡方法を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、速やかに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者を充てるものとする。

（保安業務担当者の資格等）

第6条 受注者は、別紙2に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に定める要件に適合する者（以下「保安業務従事者」という。）を充てるものとする。

- 2 受注者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務担当者及び第1項で定める保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する際は身分を示す証明書を常に携行し、発注者に提示することとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 5 受注者は、前各項で定める保安業務担当者等及び受注者の事業所への連絡方法は、書面をもって発注者に通知するものとし、発注者は面接等により本人の確認を行うこととする。
- 6 受注者は、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合には、書面をもって発注者に通知するものとし、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。

（記録の確認等）

第7条 受注者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

- 2 受注者は、発注者が実施した巡視結果について記録を確認し、指導、助言を行うこととする。

（記録の保存）

第8条 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者の確認後、発注者及び受注者双方において3年間保存するものとする。

（備品等の整備）

第9条 発注者は、受注者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

（機密の保持及び個人情報保護）

第10条 受注者は、業務上知り得た発注者の情報を発注者の承諾なく他に漏らさないものとする。

- 2 発注者及び受注者は、本契約に基づいて取得した個人情報について「個人情報の保護に

関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守するものとする。

(契約業務の内容の変更)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者及び受注者が協議して、契約期間内においても本契約の内容を変更し、又は解除することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 非常用予備蓄電池装置の群数を変更する場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 発注者が保安規程を変更する場合

(契約の消滅)

第12条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅するものとする。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

(契約の解除)

第13条 発注者・受注者いずれかが、本契約又は電気関係法令に定められた義務に違反し、他の一方が契約の本旨にしたがって業務の実施ができないと認めた場合は、相互に本契約を解除することができるものとする。

(契約の失効)

第14条 別紙2に掲げる発注者の自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 需要設備の受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (5) 本契約の対象である電気工作物が第三者に譲渡された場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合
- (7) 発電所の出力が1,000キロワットをこえた場合

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第15条 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、発注者・受注者協議の上、速やかに改修するものとする。

- 2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、別の契約で発注者が負担するものとする。
- 3 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- 4 受注者は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、本契約を解除することができるものとする。

(絶縁監視装置)

第16条 低圧電路の絶縁状態を監視する装置による点検間隔の延長は認めない。

(申請・届出等)

第17条 契約が締結された場合は、契約期間の開始の日から速やかに受注者の責任において手続書類を作成し、中国四国産業保安監督部長あてに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規定届出書を提出するものとする。

2 前項の申請が電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)20131017商局第2号 平成25年1月28日」に適合しない等の理由により、承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合において、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。